

環境法令の情報開示規定等

根拠法	目的	行政庁への報告				一般への情報開示				
		報告主体	頻度	内容	報告先	開示主体	形式	頻度	内容	開示請求 (閲覧)主体
ダイオキシン対策特別措置法	報告を受けた測定の結果を地域住民に周知するため	大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者	毎年1回以上	排出ガス又は排水のダイオキシン類による汚染の状況	都道府県知事	都道府県知事	公表	報告頻度と同じ	報告内容に同じ	-
化学物質排出把握管理促進法	事業者における自主管理の促進や、国民への情報提供と化学物質に係る理解等を促進するため	一定規模の事業者	年1回	第一種指定化学物質(354物質)の年間排出・移動量	業所管大臣(都道府県知事を經由)	環境大臣、経済産業大臣	集計データの公表	年1回	全国/都道府県レベルの集計データ	-
							個別事業所のデータの開示	閲覧請求者の求めに応じ	個別事業所のデータ	すべての者
地球温暖化対策推進法	事業者の取組推進、国民の排出抑制に向けた気運の醸成	一定規模の事業者	年1回	温室効果ガスの年間排出量	業所管大臣	環境大臣、経済産業大臣	集計データの公表	年1回	事業者別、業種別、都道府県別の集計データ	-
						環境大臣、経済産業大臣、業所管大臣	個別事業所のデータの開示	閲覧請求者の求めに応じ	個別事業所のデータ	すべての者
廃棄物処理法	処理施設の維持管理について透明性の向上を図るため	-	-	-	-	廃棄物処理施設許可事業者(許可施設に据置)	供覧	閲覧請求者の求めに応じ	許可に係る施設の維持管理に関する所定事項(排ガス測定の結果等)	施設の維持管理に生活環境保全上利害を有する者
	事業者の自主的な廃棄物の減量化や住民への情報提供、周知啓発を推進するため	事業活動に伴い、多量の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者	年1回	当該事業場に係る廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び計画の実施状況	都道府県知事(及び政令市長)	都道府県知事(及び政令市長)	公表	報告頻度と同じ	報告内容に同じ	-

平成19年8月24日に答申された「今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申)」において、「個別事業所ごとのP R T Rデータがより容易に入手可能となるよう、現在の開示請求方式を改めて、国による公表方式とすべき」とされている。